

## 株式会社イズミとの包括連携協定の締結について

### 1 協定の名称

出雲市と株式会社イズミとの地域活性化包括連携協定

### 2 協定の相手方

株式会社イズミ

### 3 協定の目的

相互に緊密な連携と協力をするることにより、地域の様々な課題に迅速かつ適切に対応し、地域の一層の活性化及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

### 4 協定事項

- (1) 地域の安全・安心に関すること
- (2) 地域防災への協力に関すること
- (3) 健康増進・食育に関すること
- (4) 地産・地消推進及び農林水産物・加工品等の開発・販売に関すること
- (5) 観光情報の発信・振興に関すること
- (6) 市政情報 P R ・発信に関すること
- (7) 文化・芸術・スポーツの振興に関すること
- (8) 環境対策・リサイクル・エネルギー対策に関すること
- (9) 子ども・子育て支援・青少年育成に関すること
- (10) 高齢者及び障がい者の支援に関すること
- (11) 外国人支援に関すること
- (12) その他、地域社会の活性化及び市民サービスの向上に関すること

### 5 締結日

令和 5 年 (2023) 1 0 月 1 3 日

### 6 協定の有効期間

協定締結日から 1 年間とし、以後 1 年間の更新を行う。

## (写)

# 出雲市と株式会社イズミとの地域活性化包括連携協定

出雲市（以下「甲」という。）と株式会社イズミ（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、地域社会の活性化と市民サービスの向上を推進するため、以下のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### (目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が、相互に緊密な連携と協力を行うことにより、地域の様々な課題に迅速かつ適切に対応し、地域の一層の活性化及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

### (連携事項)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について相互に連携・協力する。

- (1) 地域の安全・安心に関すること
- (2) 地域防災への協力に関すること
- (3) 健康増進・食育に関すること
- (4) 地産・地消推進及び農林水産物・加工品等の開発・販売に関すること
- (5) 観光情報の発信・振興に関すること
- (6) 市政情報PR・発信に関すること
- (7) 文化・芸術・スポーツの振興に関すること
- (8) 環境対策・リサイクル・エネルギー対策に関すること
- (9) 子ども・子育て支援・青少年育成に関すること
- (10) 高齢者及び障がい者の支援に関すること
- (11) 外国人支援に関すること
- (12) その他、地域社会の活性化及び市民サービスの向上に関すること

2 前項各号に定める事項を効果的に促進するため、甲と乙は定期的に協議を行うものとし、連携事項の具体的な内容及び実施方法は、甲乙協議のうえ、取組ごとに別途取り決めることとする。

### (協定の有効期間)

第3条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。なお、期間満了の1か月前までに、甲又は乙の書面による解約の申出がない場合は、有効期間を1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

2 甲または乙のいずれかが、本協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定の解約ができるものとする。

(協定の変更及び解除)

第4条 本協定の履行に関して特別の事情が生じた場合は、甲及び乙が協議のうえ、本協定を変更し、または解除することができるものとする。

(守秘義務)

第5条 甲及び乙は、本協定の締結及び実施において知り得た相手方の非公開情報を第三者に開示し、または漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

2 甲と乙は、理由の如何を問わず本協定が終了した後も、前項に定める守秘義務を負うものとする。

(その他)

第6条 本協定に定めのない事項、または本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

この協定が成立した証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和5年10月13日

甲 島根県出雲市今市町70番地  
出雲市  
出雲市長 飯塚 俊之

乙 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号  
株式会社 イズミ  
上席執行役員GMS本部長 溝口 晋